

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 二二
- 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可の申請があった件 二二
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 二三
- 県営土地改良事業計画を定めた件 二四
- 道路の区域を変更する件二件 二四
- 道路の供用を開始する件二件 二四
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 二五

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 二五
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 二五
- 都市計画を変更する件二件 二五
- 都市計画事業の認可の告示があった件四件 二六
- 福島県教育委員会教育長 二六
- 福島県教育庁財務規程の一部を改正する訓令 二八

告 示

福島県告示第百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年三月三日から同年四月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月三日

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 かねとビル 福島県郡山市桑野四丁目三番地の四ほか

二 法第八條第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
 意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県告示第百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年三月三日から同年四月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月三日

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 かねとビル 福島県郡山市桑野四丁目三番地の四ほか

二 法第八條第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
 意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県告示第百二十一号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八條第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。当該農用地利用配分計画は、福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課で平成二十七年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三日

福島県知事 内堀 雅 雄

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける		認可申請
氏名又は名称	住所又は所在地	土地		年月日
佐藤 幹彦	福島市笹谷字塗谷地 六三	福島市笹谷字白田三〇ほか 一筆		平成二十七年 二月一三日
渡邊 次男	福島市大笹生字水口 一七一	福島市笹谷字伏ノ内七三		同 日

菅藤 正重	福島市笹谷字前谷地 一八一三	福島市大笹生字中田三二一	同	日
株式会社 カ トウファーム	福島市大笹生字横堀 一二二一	福島市大笹生字赤田三四	同	日
株式会社 フェ リスラテ	福島市土船字新林二 五一一七	福島市土船字中林二六一 八ほか二十九筆	同	日
齋藤 道寿	伊達郡桑折町大字伊 達崎字西柳ノ目七一 一	伊達郡桑折町大字伊達崎 字中島一五一四	同	日
小磯 友和	西白河郡矢吹町西長 峰五二〇	西白河郡矢吹町西長峰六 一四ほか一筆	同	日
鈴木 誠治	石川郡石川町大字板 橋字塩ノ沢一〇二	石川郡石川町大字板橋字 南一五六一ほか二十九 筆	同	日
岩下 清人	喜多方市熱塩加納町 宮川字西岩尾二四九 〇	喜多方市松山町鳥見山字 松原四四ほか二筆	同	日
白井 雅拓	喜多方市高郷町大田 賀字大原二八三三	喜多方市高郷町大田賀字 宮下六三ほか三筆	同	日
佐藤 文博	喜多方市高郷町上郷 字狸石丙三八六	喜多方市高郷町上郷字惣 利四七一	同	日
農事組合法人 谷地生産組合	河沼郡会津坂下町大 字三谷字谷地三四〇	河沼郡会津坂下町大字三 谷字谷地三〇一ほか八 十二筆	同	日
農業生産法人 南会津百笑一 生株式会社	南会津郡南会津町田 島字南下原五九一二	南会津郡南会津町田島字 下櫃ヶ島四一ほか一筆	同	日
室井 一男	南会津郡南会津町福	南会津郡南会津町静川字	同	日

米沢字風下二二二一	宮前六三ほか八筆	同	日
星 功一	南会津郡南会津町上 ノ原一二七	南会津郡南会津町上ノ原 九二ほか八筆	同
渡部 貞吉	南会津郡南会津町藤 生字下川原二〇六一 一	南会津郡南会津町川島字 川島前五三一	同
室井 文一	南会津郡南会津町川 島字川島平一八〇六	南会津郡南会津町川島字 川島前五七一	同
室井 直樹	南会津郡南会津町川 島字川島平一八〇二一 一	南会津郡南会津町川島字 下原道上一〇二三ほか一 筆	同
門馬 弘幸	相馬市立谷字杉下一 一六	相馬市立谷字上立谷二四 〇ほか四筆	同
寺島 幸夫	相馬市坪田字高松五 五	相馬市坪田字高松前一二 〇ほか四筆	同
荒 光正	相馬市立谷字下谷地 一六〇	相馬市立谷字前田中二六 ほか四筆	同
唯野 恭良	相馬市立谷字中屋敷 二六	相馬市立谷字前田中三四 ほか四筆	同
岡田 昭一	相馬市坪田字高松二 一二	相馬市坪田字高松前一 七ほか五筆	同
佐々木 泰弘	相馬市立谷字稲荷前 一五二	相馬市立谷字上立谷二七 〇一ほか五筆	同
前川 正人	相馬市立谷字山王一 六一	相馬市立谷字東山王七ほ か四筆	同
泉井 一雄	相馬市立谷字町畑九	相馬市赤木字赤木三七五	同

月二十日認可した。
平成二十七年三月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

福島県告示第百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、細谷・沢帯地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地防災事業)を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十七年三月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十七年三月四日から
同 年三月二十三日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
いわき市役所

(農村計画課)

福島県告示第百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十七年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年三月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道月館川俣線	伊達郡川俣町大字羽田字八幡丁二二番一地从 から 同 郡同 町大字羽田 字川前六番四地先まで	変更前	七・〇〇	二七九・九
		変更後	七・〇〇	二七九・九

(道路計画課)

福島県告示第百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十七年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年三月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道勿来浅川線	東白川郡鮫川村大字赤坂東野字櫛久保一六二番一地从先から 同 郡同 村大字赤坂東野字内ヶ竜三三番二地先まで	変更前	四・五〇	五二三・〇
		変更後	九・〇〇	五二三・〇

(道路計画課)

福島県告示第百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十七年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年三月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道月館川俣線	伊達郡川俣町大字羽田字八幡丁二二番一地从先から 同 郡同 町大字羽田字川前六番四地先まで	平成二十七年三月三日

(道路計画課)

福島県告示第百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方

建設事務所で平成二十七年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年三月三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四五九号	喜多方市字二丁目四六三二番一地 先から 同 市字二丁目四五二番一地 先まで	平成二十七年三月三日

(道路計画課)

福島県告示第百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十七年三月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 西会津町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 西会津都市計画下水道事業 西会津町特定環境保全 公共下水道(野沢処理区)
- 三 事業認可の年月日 平成九年四月十八日
- 四 事業施行期間 (変更前) 平成九年四月十八日から平成二十七年三月三十一日まで (変更後) 平成九年四月十八日から平成三十年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件(平成二十二年 福島県告示第百二十四号)の事業地に耶麻郡西会津町野沢字塔ノ原、字田町、字塚田及び字北松原の各一部の区域を加える。 同事業地に耶麻郡西会津町尾野本字新森野の一部の区域を加える。

使用の部分 なし (下水道課)

公 告

公告第四十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年三月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年二月五日
- 二 名称 特定非営利活動法人民俗芸能を継承するふくしまの会
- 三 代表者の氏名 富田 孝志
- 四 主たる事務所の所在地 福島県郡山市開成三丁目二十五番二号
- 五 定款に記載された目的 福島県において長年にわたり地域のコミュニティの核として受け継がれてきた民俗芸能等の文化の価値を広く認識していただくとともに後世に継承されるために地域の民俗に関する調査及び民俗芸能、関係団体等への支援、援助、広報等を行うこと文化の振興、社会教育の推進及び福島県の復興に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年三月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年二月十二日
- 二 名称 特定非営利活動法人結びの家「くるみ」
- 三 代表者の氏名 茂木 いづみ
- 四 主たる事務所の所在地 福島県福島市御山町七番十一号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、末期癌の方や在宅療養者及び障がいを持つ方々のウェルビーイングの達成に向け、様々な職種とかけがえのない協力を、末期癌の方や在宅療養者及び障がいを持つ方々とその家族の支援に関する事業を行い、もって在宅医療福祉に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第

一項の規定により、喜多方都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 新たに都市計画に含まれる土地の区域

喜多方市豊川町一井のうち

字宮田の一部の区域

喜多方市塩川町源太屋敷のうち

字千刈、字稲田、字米田、字村西及び字下石橋の各一部の区域

喜多方市塩川町新江木のうち

字北原、字道西及び字上江北の各一部の区域

喜多方市塩川町新井田谷地のうち

字前田の一部の区域

喜多方市塩川町天沼のうち

字原、字新田、字米田及び字前田の各一部の区域

喜多方市塩川町遠田のうち

字六角、字寺田、字向新田、字荒屋敷、字村東、字東谷地、字廣面及び字向牧の各一部の区域

二 新たに都市計画に車線の数を定める道路名

一・四・一号 会津縦貫北道路

三 縦覧場所

福島県喜多方建設事務所企画管理部企画調査課及び喜多方市建設部まちづくり課

四 縦覧期間

平成二十七年三月三日から平成二十七年三月十七日まで

五 意見書の提出

喜多方都市計画道路を変更する案について、喜多方市の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を三に掲げる機関を経由して、四に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、会津坂下都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 都市計画から除外される土地の区域

喜多方市豊川町一井のうち

字宮田の一部の区域

喜多方市塩川町源太屋敷のうち

字千刈、字稲田、字米田、字村西及び字下石橋の各一部の区域

喜多方市塩川町新江木のうち

字北原、字道西及び字上江北の各一部の区域

喜多方市塩川町新井田谷地のうち

字前田の一部の区域

喜多方市塩川町天沼のうち

字原、字新田、字米田及び字前田の各一部の区域

喜多方市塩川町遠田のうち

字六角、字寺田、字向新田、字荒屋敷、字村東、字東谷地、字廣面及び字向牧の各一部の区域

二 新たに都市計画に車線の数を定める道路名

一・四・一号 会津縦貫北道路

三 縦覧場所

福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課及び湯川村産業建設課

四 縦覧期間

平成二十七年三月三日から平成二十七年三月十七日まで

五 意見書の提出

会津坂下都市計画道路を変更する案について、湯川村の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を三に掲げる機関を経由して、四に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第四十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年三月三日

福島県知事 内堀雅雄

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
いわき市都市計画緑地事業七号 久之浜防災緑地	福島県	いわき市平字梅本 一五番地 福島県いわき建設事務所	収用の部分 平成二十五年一月二十八日東北地方整備局告示第

都市計画事業の種類及び名称 いわき市都市計画緑地事業九号 豊間防災緑地	実施者の名称 福島県	事務所の所在地 いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき建設事務所	事業地の所在 収用の部分 平成二十五年一月二十二日東北地方整備局告示第十号の事業地のうち、福島県いわき市平豊間字塩屋町、字下町、字塩場地内において事業地を変更する。 使用の部分 平成二十五年一月二十二日東北地方整備局告示第十号の事業地のうち、福島県いわき市平豊間字
---	---------------	--	--

公告第五十号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十七年三月三日

福島県知事 内堀 雅雄

（まちづくり推進課）

十六号の事業地のうち、福島県いわき市久之浜字東町地内において事業地を変更する。	使用の部分 変更なし。
---	-------------

都市計画事業の種類及び名称 いわき市都市計画緑地事業十号 永崎防災緑地	実施者の名称 福島県	事務所の所在地 いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき建設事務所	事業地の所在 収用の部分 変更なし。 使用の部分 平成二十五年一月二十八日東北地方整備局告示第十七号の事業地のうち、福島県いわき市永崎字船付地先において事業地を変更する。
---	---------------	--	---

公告第五十二号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十七年三月三日

（まちづくり推進課）

都市計画事業の 実施者の名称 事務所の所在地 事業地の所在
福島県知事 内堀 雅雄

公告第五十一号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十七年三月三日

福島県知事 内堀 雅雄

（まちづくり推進課）

合磯地先において事業地を変更する。
